

農家・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年4月1日より死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

① **96か月齢以上**の死亡牛

② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

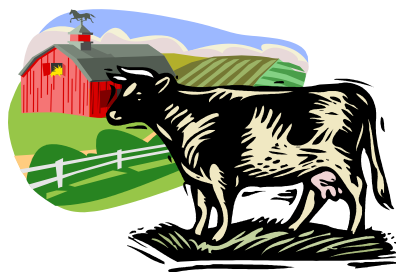
例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記①～③については、
BSE検査を行う必要があります

②や③の場合には、家畜保健衛生所、NOSAI家畜診療所、開業獣医師等に連絡をして、検案書を作成してもらってください。

※死亡牛処理整理票に検案書を添付する必要があります。



ご不明な点がございましたら最寄の家畜保健衛生所までお問い合わせください。